

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和7年3月

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室

## 目 次

1. 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査等について .....	2
2. 精神科病院に対する実地指導について .....	3
3. 令和7年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について .....	4

## 1. 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査等について

都道府県においては、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（平成 23 年障発 0401 第 5 号）、「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則」（平成 27 年障発 0401 第 10 号）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和 48 年児企第 48 号）を踏まえて、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成及びこれらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

自治体による住民への制度の周知について、引き続き、制度の対象となる方に対し広く周知されるよう、管内実施機関等に対して必要な指導をお願いしたい。

令和 5 年度に厚生労働省において県に対し実施した指導監査の結果、是正又は改善等を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

なお、障害認定医による障害診断書の審査における障害認定基準への該当・非該当の判定については、単に該当・非該当の有無を記すのみならず、非該当はもとより該当の場合も診断書の内容から認定基準にどのように該当するのかの総合的判断理由を具体的かつ明確に記されたい。

### （１）特別児童扶養手当

#### （主な指摘事項）

- ・ 総合的判断に当たり、総合的判断理由の記録がないか、記録内容が不十分
- ・ 認定事務の遅延
- ・ 却下通知書等の却下等の理由が具体的に記されていない
- ・ 受給者等の所得確認が不十分（所得更正があった場合に更正後の所得の確認が未実施 等）
- ・ 債権発生状況の確認の結果、過払い期間が長期に渡っている

### （２）特別障害者手当等

#### （主な指摘事項）

- ・ 障害程度の適正な認定のための嘱託医が未配置
- ・ 障害児福祉手当及び特別障害者福祉手当等事務取扱細則が未策定
- ・ 実施機関に対する指導監査の実施率が低調
- ・ 担当職員等に対する研修会が未実施

## 2. 精神科病院に対する実地指導について

都道府県及び指定都市においては、毎年度、管内の精神科病院に対する実地指導等を計画的に実施することにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進をお願いしたい。

厚生労働省においても、都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行っているところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした令和6年度までの主な指摘事例については以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

### （主な指摘事項）

- ・ 医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・ 精神科医療機関に対する実地指導が不十分
- ・ 措置入院患者の実地審査が未実施または遅延
- ・ 定期病状報告書の遅延等
- ・ 要措置者の入院先選定等の不適正
- ・ 医療保護入退院届の遅延
- ・ 精神医療審査会の審査結果通知の遅延
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の発行に係る事務処理の遅延
- ・ 入院形態の変更を検討（任意入院⇔医療保護入院など）
- ・ 診療録の記載が不適切（行動制限に係る記載の不足等）
- ・ 患者負担金の徴収が不適切又は説明不足 等々

なお、これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るようお願いする。

また、精神科病院において、患者に対する虐待など人権侵害はあってはならないことであるが、こうした事案が発生していること等に鑑み、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知（※令和5年11月27日障精発1127第7号により改正））等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られるよう、管内の精神科病院に対する制度の更なる周知徹底等、引き続き、必要な指導監督の徹底をお願いする。

### 3. 令和7年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

#### (1) 障害者自立支援業務等指導実施計画について

厚生労働省における障害者自立支援業務等指導については、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県等が行う指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、障害者総合支援法に基づく事業者の指定事務等が都道府県から指定都市及び中核市に移譲されたことを踏まえ、指定都市及び中核市に対して、令和7年度においても都道府県と同様の指導を行うこととしているのでご協力をお願いしたい。

##### (指導の主な項目)

- ・ 都道府県等における指導体制
- ・ 都道府県の市町村に対する指導状況等
- ・ 事業者に対する指導監査状況等
- ・ 事業者の指定事務等
- ・ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況等
- ・ 事業者の業務管理体制の監督状況等

#### (2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画について

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況等を対象として実施するほか、管内の市区における特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当等支給事務についても対象としており、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

##### (指導監査の主な項目)

- 都道府県・指定都市
  - ・ 特別児童扶養手当支給事務の実施状況
  - ・ 特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査の実施状況
  - ・ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査の実施状況
- 市（区）
  - ・ 特別児童扶養手当提出事務の実施状況
  - ・ 特別障害者手当等支給事務の実施状況

### (3) 公衆衛生関係行政事務指導監査（精神保健福祉法関係）実施計画について

厚生労働省における精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、都道府県・指定都市を対象に公衆衛生関係行政事務指導監査（精神保健福祉法関係）として別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、令和7年度において当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、対象とされた精神科病院における指導監査が円滑に実施できるようご配慮をお願いしたい。

（指導監査の主な項目）

- ・ 精神科指定病院の指定基準の遵守状況
- ・ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- ・ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- ・ 精神医療審査会の状況
- ・ 精神医療費の公費負担事務処理状況
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

### (4) その他

大規模災害が発生した場合など、年度途中での計画変更を余儀なくせざるを得ない場合も想定されることから、そのような場合にはご理解・ご協力をお願いしたい。

【令和7年度計画（案）】※現時点の予定であり今後変更もあり得る。 （別紙）

### 1 障害者自立支援業務等指導実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>（都道府県） [13] 北海道、岩手県、山形県、栃木県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、岡山県、高知県、徳島県、佐賀県、熊本県</p> <p>（指定都市） [5] 名古屋市、京都市、大阪市、岡山市、熊本市</p> <p>（中核市） [8] 旭川市、盛岡市、山形市、宇都宮市、大津市、枚方市、八尾市、高知市</p>	[計26]

### 2 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>（都道府県） [10] 宮城県、栃木県、神奈川県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、香川県、愛媛県、福岡県</p> <p>（指定都市） [4] 仙台市、横浜市、名古屋市、福岡市</p>	<p>（注）実地検証を行う市（区）については、追って連絡する。</p> <p>[計14]</p>

### 3 公衆衛生関係行政事務指導監査（精神保健福祉法関係）実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>（都道府県） [24] 北海道、青森県、岩手県、茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県</p> <p>（指定都市） [10] 仙台市、さいたま市、横浜市、新潟市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市</p>	<p>（注）精神科病院の実地検証を併せて実施する自治体については別途通知する。</p> <p>[計34]</p>